

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月24日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

裁判所書記官 福 島 恭 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 9日から 令和 7年 7月16日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 7月23日 午前10時00分 福岡地方裁判所小倉支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 8月 6日 午前10時00分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 録

1 所 在 北九州市若松区高須東四丁目 10番地122

家屋 番号 10番122

種 類 グループホーム

構 造 木造かわらぶき平家建

床 面 積 115.50平方メートル

共有者 田友商事合同会社 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

裁判所書記官 福 島 恭 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

ジェイホーム株式会社が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却基準価額は敷地利用権が不明であることを考慮して定められている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 上記各種「詳細説明」は当庁物件閲覧室に別ファイルとして備え付けています。



物 件 目 録

1 所 在 北九州市若松区高須東四丁目 10番地122

家屋 番号 10番122

種 類 グループホーム

構 造 木造かわらぶき平家建

床 面 積 115.50平方メートル

共有者 田友商事合同会社 持分2分の1

共有者 A 持分2分の1



令和6年(ケ)第88号
令和7年3月4日受理
令和7年4月16日提出

現況調査報告書

福岡地方裁判所小倉支部

執行官 馬 場 敏 幸 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 北九州市若松区高須東四丁目 10番地122
- 家屋 番号 10番122
- 種 類 グループホーム
- 構 造 木造かわらぶき平家建
- 床 面 積 115.50平方メートル
- 共有者 田友商事合同会社 持分2分の1
- 共有者 A 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	北九州市若松区高須東四丁目10番46号
建 物	物件1
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人（破産者ジェイホーム株式会社破産管財人B） 上記の者が本件建物をグループーム（空き家）として占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」に記載のとおり
その他の事項	従物等としてカーポート及び下屋物置が存在する。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-right: 5px;">保管開始日</div> <div style="margin-right: 20px;">平成 年 月 日</div> <div style="margin-right: 20px;">地方裁判所</div> <div style="margin-right: 20px;">支部</div> <div style="margin-right: 20px;">平成</div> <div style="margin-right: 20px;">年()第</div> <div style="margin-right: 20px;">号</div> </div>
専任土地（目的外土地）	「目的外土地の概況」は「執行官の意見」に記載のとおり
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 北九州市上下水道局職員	<p>本件建物の直近の水道供給契約内容は次のとおりです。</p> <p>契約者氏名 田友商事合同会社 取締役A</p> <p>契約の有無 あり</p> <p>契約解除日 令和3年7月28日</p>
■ 申立人（破産者ジエィホーム株式会社破産管財人B）	<p>1 申立人は、本件建物共有らから、本件建物の建築工事を請け負い、同建築工事の完了をしたものです。</p> <p>本件建物共有者らに本件建物を引き渡すことができないので、その代金を供託するために本件競売手続きの申立てをしているものです。</p> <p>2 上記のとおり、本件建物の建築工事は申立人が施工していますが、本件建物の底地の外構工事は別の業者が施工しています。</p> <p>このような事情なので、本件建物の鍵は申立人が管理し、外の門の扉は別の業者が管理しています。</p> <p>3 破産者の代表者によれば、本件建物内にある照明・クーラー・大型冷蔵庫・洗濯機・モニターは、本件建物共有者らが設置しているとのことです。</p> <p>4 占有について</p> <p>申立人は、本件建物の建築工事が完了し、所有者に対して、本件建物の引渡に務めたのですが、所有者がこれに応じておらず、今現在まで本件建物の引渡が終了していない形になっています。</p> <p>申立人は引渡前の鍵を保管し、やむなく本件建物を管理している状態です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

(本件建物の形状等)

■ 本件物件の位置関係、形状等は、別紙土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。

(占有)

■ 本件建物の占有状況は、関係人の陳述等及び立入調査の結果から、2枚目のとおりと認めた。

なお、本件建物は、破産者ジェイホーム株式会社が本件建物の施工工事を実施し、平成29年6月26日に建築基準法上の検査済証を終えているものである(本件建物の保存登記年月日は「令和7年1月23日」、登記原因は「差押登記をするため」であり、それ以前は未登記であったことが認められる。)

申立人破産管財人の陳述によれば、当時の破産者ジェイホーム株式会社は、本件所有者に本件建物の引渡の提供をしたものの、所有者が引渡に应ぜず、引渡が終了していない、ということであった。上記事情や、本件建物の現在の状況、申立人破産管財人Bが鍵を管理して本件建物を支配下においている状況、本件競売申立がなされた経緯等からを考慮して、本件建物は申立人破産管財人が本件建物の引渡前の権限により占有しているものと認めた。

なお、本件建物の占有等について、本件建物共有者らに郵便照会したが回答を得られなかった。

(損傷等)

■ 本件建物には、立入調査の結果、経年劣化以外の大きな損傷等は認められなかった。

本件建物はグループホームとして建てられたものの一度も使われていない可能性が高い。

(本件建物の底地の接道等)

■ 本件建物の底地は、公衆用道路(地番100-13, 100-14)に接道している。

(その他)

■ 土地の形状等

本件建物の底地には現地還元性を有すると思われる図面は存在しない。

本件土地と隣地との境界と思われる付近にはコンクリートブロック塀が存在し、現地の形状等と上記図面の形状等はほぼ一致する。

■ 本件建物と底地との権利関係(目的外土地の概況)

本件建物の底地は北九州市若松区高須東四丁目10番122の土地(地目は宅地、地積は368.82㎡)である。

本件建物が建てられた当時(平成29年ころ)の底地所有者は、本件建物の共有者である田友商事合同会社であった。

登記記録上、現在の底地所有者は、有限会社西阪興業(令和2年1月28日に同法人に売却)であることが認められた。

また、本件建物の共有者田友商事合同会社の代表者と有限会社西阪興業の代表者は同一である。

本件建物と底地にかかる権利関係について、現在の底地所有者である有限会社西阪興業に、郵便照会をしたが、回答を得られなかった。

調査の結果、本件建物と底地の権利関係(地上権・賃貸借・使用貸借等)については不明とした

(本件建物の買受人は、底地との権利関係が不明なまま本件建物を取得することになる。)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

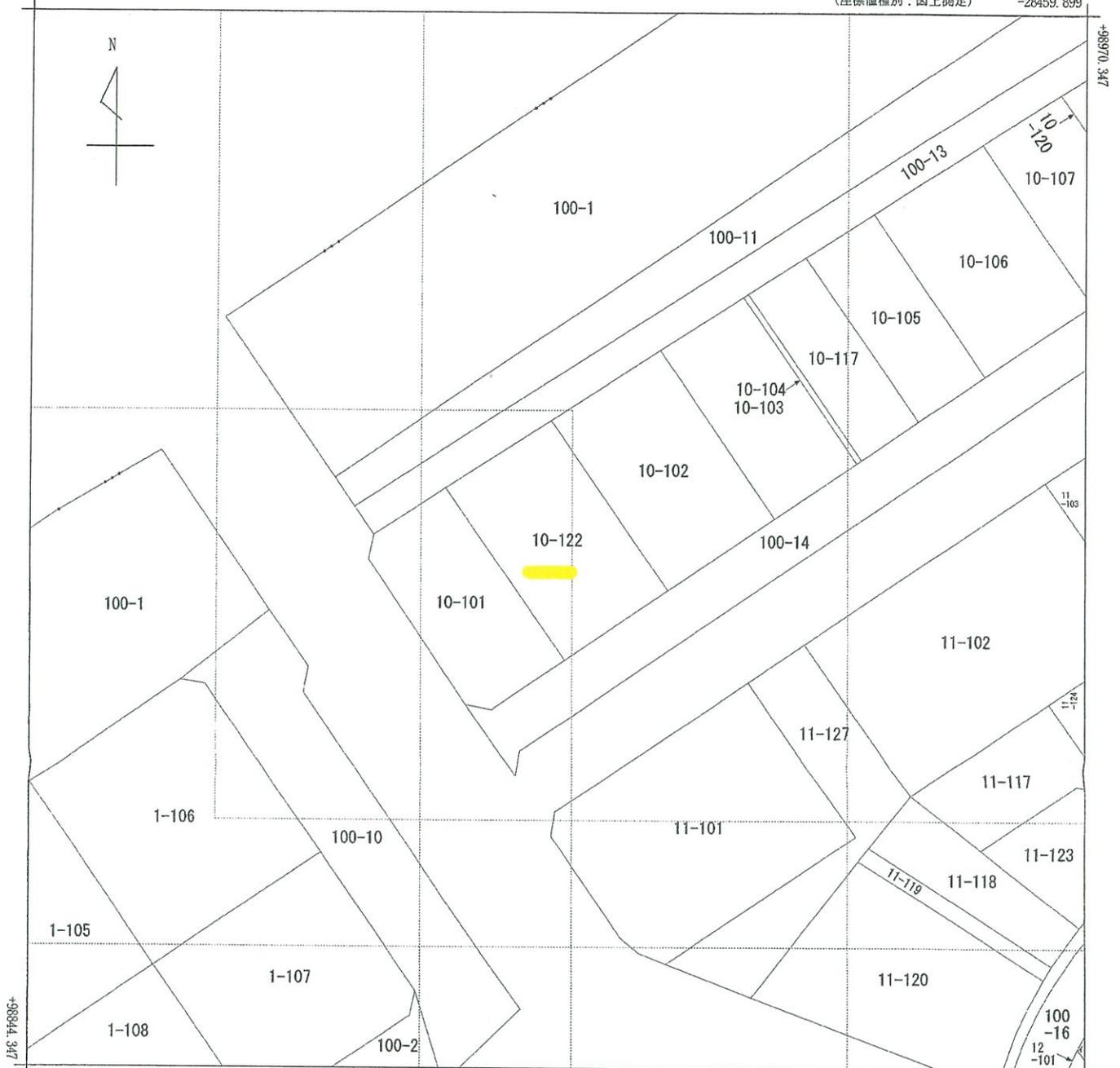
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年 3月4日 (火) 18:30 - 18:40	執行官室	ライフライン調査 (水道)
R 7年 3月4日 (火) 18:40 - 18:50	執行官室	建物図面請求
R 7年 3月5日 (水) 10:00 - 10:20	福岡法務局 八幡出張所	公図, 地積測量図, 建物図面等の調査 在宅依頼書投函
R 7年 3月5日 (水) 13:00 - 13:40	物件所在地	現地特定, 写真撮影 在宅依頼書投函
R 7年 3月10日 (月) 8:00 - 8:10	執行官室	占有状況等について所有者に文書照会
R 7年 3月10日 (月) 12:00 - 12:15	執行官室	占有状況等の調査, 鍵借用依頼 (申立人破産管財人Bへの電話)
R 7年 3月27日 (木) 17:20 - 18:10	物件所在地	立入調査, 写真撮影
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年3月27日 目的物件入口は施錠されていたので, 立会人Cを立会わせて, 入り口門の扉は解錠技術者に解錠させて, 本件建物の玄関鍵は申立人破産管財人Bから借用して本件建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注)チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年 3月31日 (月) 8:00 - 8:05	執行官室	申立人破産管財人Bへの借用鍵の返還
R 7年 3月31日 (月) 12:10 - 12:30	福岡法務局 八幡出張所	本件建物の底地所有者の商業登記簿謄本取得のため
R 7年 3月31日 (月) 16:10 - 16:30	執行官室	占有状況等の調査 (申立人破産管財人Bへの電話)
R 7年 4月1日 (火) 15:10 - 15:20	執行官室	本件建物の底地所有者への権利関係の照会 (郵便)
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件入口は施錠されていたので、立会人に立会わせ、解錠技術者に解錠させて本件建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注)チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-28584.899 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 高須東4丁目
B 高須東4丁目

請求分	所在	北九州市若松区高須東四丁目			地番	10番122			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系又は記号	II	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月5日
福岡法務局八幡出張所
登記官

請求番号：6-1
(1/1)

A 4判に縮小

(7枚目)

公用

公用

登記年月日：平成5年6月22日

昭 5年 6月 22日 登記

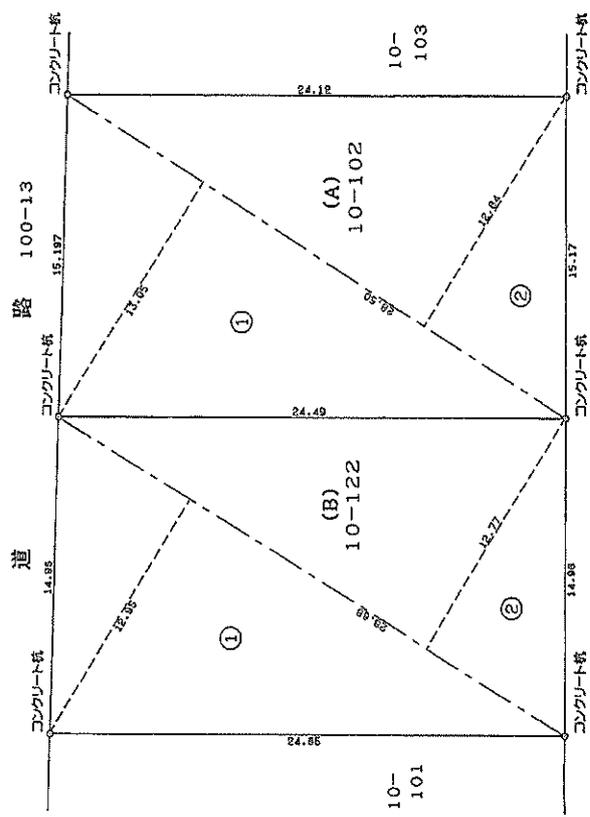
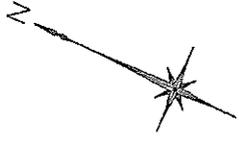
318970

前 10-102

地番 10-122
10-102

後・新 地積測量図

土地の所在 北九州市若松区高須東四丁目



三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
10	1	28.68 x	12.95	=	371.4060
	2	28.68 x	12.77	=	366.2436
		合計	737.6496		
		面積	368.82480	m ²	368.82
		坪数	111.5695		
10	1	28.50 x	13.05	=	371.9250
	2	28.50 x	12.84	=	366.9400
		合計	737.8650		
		面積	368.93250	m ²	368.93
		坪数	111.6020		

作製者 [Redacted] 平成 5年 6月 21日 作製

申請人 [Redacted]

縮尺 1/250

(福岡県土地家屋調査士会館)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和 7年 3月 5日 福岡法務局八幡出張所

登記官 [Redacted]

A 4判に縮小

(8枚目)

請求番号：6-2

登記年月日：令和7年1月23日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年3月5日

福岡法務局八幡出張所

登記官

A4判に縮小

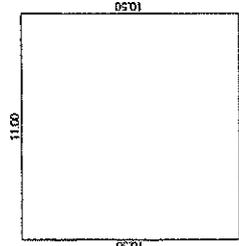
(9枚目)

各階平面図

建物図面

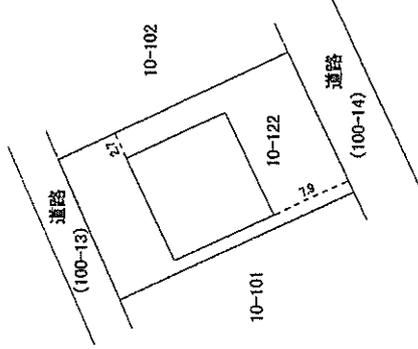
家屋番号 10番122

建物の所在 北九州市若松区高須東四丁目10番地122



面積 算
 $11.00 \times 10.50 = 115.5000$

床面積 115.50 m²



作成者

2月12日作成

縮尺 1/250

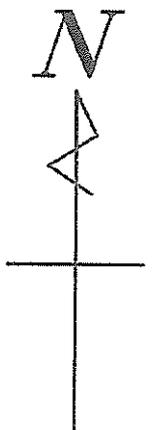
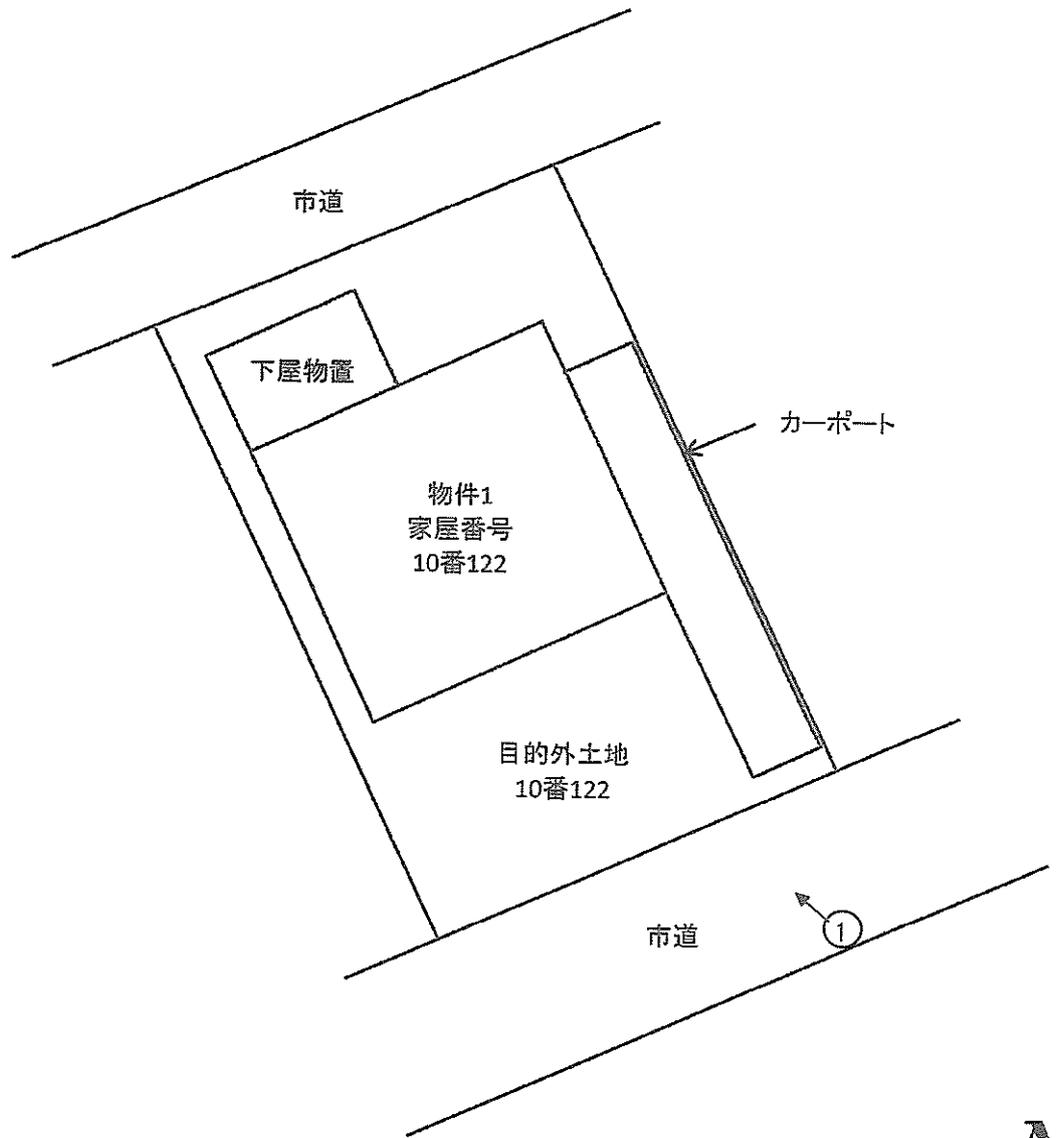
申請人

縮尺 1/500

被代位者 持分2分の1 田中信介
持分2分の1 田中信介
代表社員 田中大輔

土地建物位置関係図

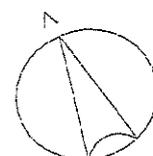
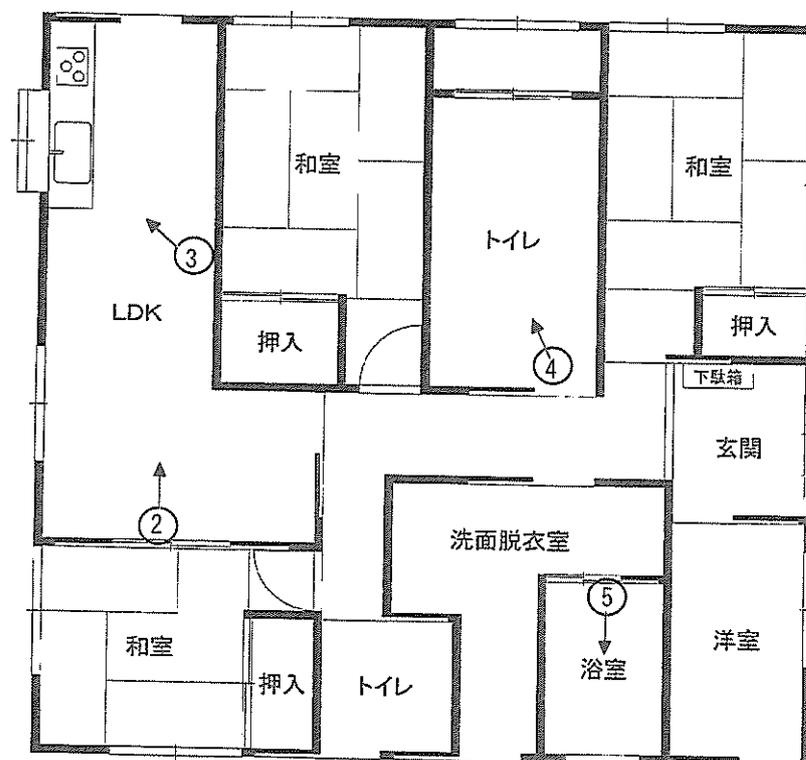
↑ 写真撮影位置方向



間取図

写真撮影位置方向

(物件1)家屋番号:10番122



No. 1

本件建物の外観を撮影



本件建物

No. 2

本件建物の室内を撮影



No. 3

本件建物の室内を撮影

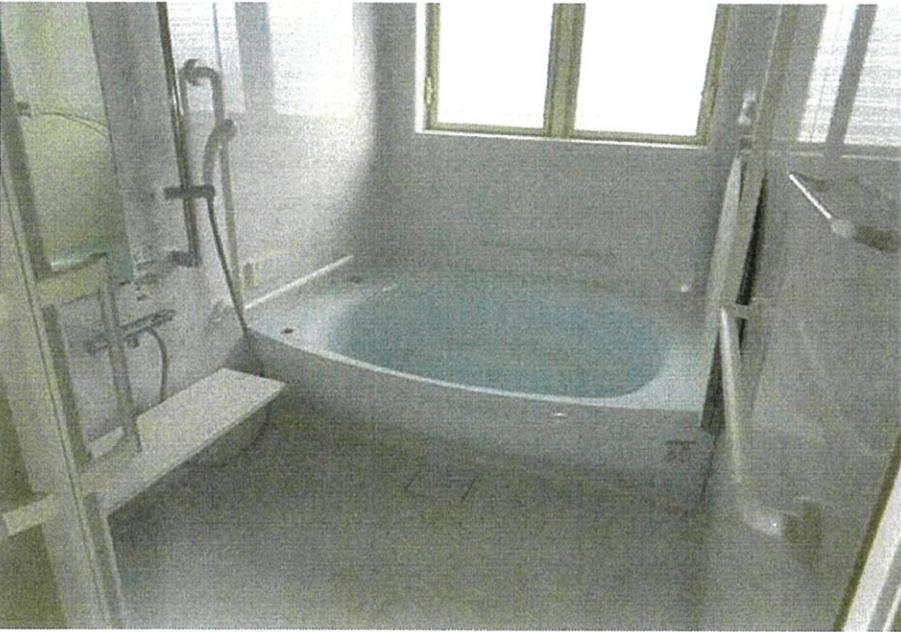


(12枚目)



No. 4

本件建物の室内を撮影



No. 5

本件建物の室内を撮影

No. _____

令和6年(ケ)第88号
令和7年3月27日現地調査
令和7年4月23日評価

福岡地方裁判所小倉支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

江 本 庸 時

第1 評価額

物件1 (建物)	金 4,130,000 円
----------	---------------

上記評価額は、土地利用権等付建物としての評価額である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	北九州市若松区高須東四丁目10番地122 10 番 122 グループホーム 木造かわらぶき平家建 115.50 m ²	同左
目的外土地	所在 地番 地目 地積	北九州市若松区高須東四丁目 10 番 122 宅地 368.82 m ²	特記事項のとおり
番号	特記事項		
1・目的外土地	<ul style="list-style-type: none"> ・本件建物は、目的外土地10番122上に存している。 ・目的外土地の評価数量については、現地の状況や建物の配置等により正確に確認できないが、地積測量図がありその図面と現地における状況が概ね符合するので、登記地積を採用して評価した。 		
住居表示	「北九州市若松区高須東四丁目10番46号」		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（目的外土地）

位置・交通 (直線距離)	JR鹿児島本線「折尾」駅の北西方、約3.6km。 市営バス「高須交番前」停留所の東方、約100m。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	北九州市若松区高須東四丁目地内に主として一般住宅が建ち並びほかアパート等も見られる住宅地域である。 地価は近年上昇傾向に推移しているが、地域環境等に大きな変化は認められず、今後も現状維持で推移すると予測される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% 地域指定なし 高さの最高制限：10m、外壁の後退距離：1m 居住誘導区域内、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 形状 間口 奥行 接道関係 その他	368.82㎡ (登記地積) ほぼ長方形 (別添「地積測量図(写)」参照) 約15m 約24.5m 下記のとおり、実質中間画地。 特記事項参照。
接面道路の状況	・南東側で幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条第1項の道路に該当）に概ね等高に接面。 ・北西側で幅員約4mの舗装市道（建築基準法第42条第1項の道路に該当）に約1m～約1.5m高く接面（出入口なし）。	
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり。	
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : なし（引き込み可） 下水道 : あり (注) 敷地内への引き込みを基準とし、「あり」とは引き込みがある場合、「なし（引き込み可）」とは接面道路付近に供給処理施設の配管が有り通常のコストで敷地内へ引き込むことが可能な場合である。	
特記事項	・現地調査、関係者等からの聴取及び官公署における公表資料を調査した範囲では、埋蔵文化財包蔵・土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数等	<p>建 築 年 月 日：平成29年6月26日 新築</p> <p>経 過 年 数：約 8 年</p> <p>経済的全耐用年数：約 25 年</p> <p>経済的残存耐用年数：約 17 年</p>
仕 様	<p>構 造：木造平家建</p> <p>屋 根：かわらぶき</p> <p>外 壁：サイディングボードほか</p> <p>天 井：クロス貼ほか</p> <p>床：CFシート、タタミほか</p> <p>内 壁：クロス貼ほか</p> <p>設 備：電気、給排水設備等</p> <p>そ の 他：特記事項参照</p>
床面積（現況）	未登記の増築並びに滅失部分はなく、登記上の床面積とほぼ同様である。
現況用途等	<p>現況用途：グループホーム</p> <p>間 取 り：4LDKほか（別添「間取図」参照）</p>
品 等	<p>使用資材 普通</p> <p>施工状態：普通</p>
保守管理の状態	普通（目視可能な範囲内では特記すべき大きな損傷等は認められなかった。）
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来ないため、使用可能かどうか不明である。 ・建築年月日は、工事完了証明書の記載内容による。 ・従物等として、カーポート及び下屋物置が存する（いずれも市場価値なしと判定）。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格（目的外土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的外土地	59,500	1.00	368.82	0.95	20,850,000

【注】計算結果の数値は、万円未満を四捨五入した。(以下同じ)

ア 標準画地価格：基準地「北九州若松（県）-8」の公示価格等を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 56,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{96} & = & 59,500\text{円}/\text{㎡}
 \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正：補正要因なし 1.00

◇ 地 域 格 差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差
 $1.00 \times 0.96 \times 1.00 \times 1.00 = 0.96$

イ 個 別 格 差：格差なし
 1.00

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、将来発生する解体費用等を考慮した。

(2) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
1	175,000	115.50	0.48	9,700,000

ウ 現価率：（定率法）

減価修正にあたっては、耐用年数に基づく方法のうち定率法を採用し、それにより求めた現価率を基本として、これに観察減価法による補正（0%）を施して現価率を査定した。

$$\frac{n}{N}$$

物件1： $R \times (1 \pm q) = 0.48 \times 1.00 = 0.48$

項目	物件区分 物件1
R : 残価率	10%
n : 経過年数	約8年
N : 経済的全耐用年数	約25年
q : 観察減価法による補正率	0%

* 観察減価法による補正率は、保守管理の状態等を考慮。

2. 評価額の判定

前記により求めた建物価格に、土地利用権等価格を加算し、さらに、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
目的外土地	20,850,000	0.10	場所的利益	2,090,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 評価額

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評 価 額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	9,700,000	+ 2,090,000	1.00	0.50	0.70	4,130,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要は無い。

エ 市場性修正： 売却対象が建物のみであるが、建物と底地の権利関係が不明で、係争の可能性もある点を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地標準価格：基準地「北九州若松（県）－8」
所 在：北九州市若松区高須北2丁目7番108
住 居 表 示：「高須北2－7－11」
価 格：56,000 円/㎡（対前年変動率 2.8%）
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：293 ㎡
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域
接 面 街 路：北西側幅員約6m 市道
供 給 処 理 施 設：水道、ガス、下水
位 置：JR鹿児島本線「折尾」駅の北西方、道路距離4.3km。
用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域
(建ぺい率 40%、容積率 60%)

第7 附属資料の表示

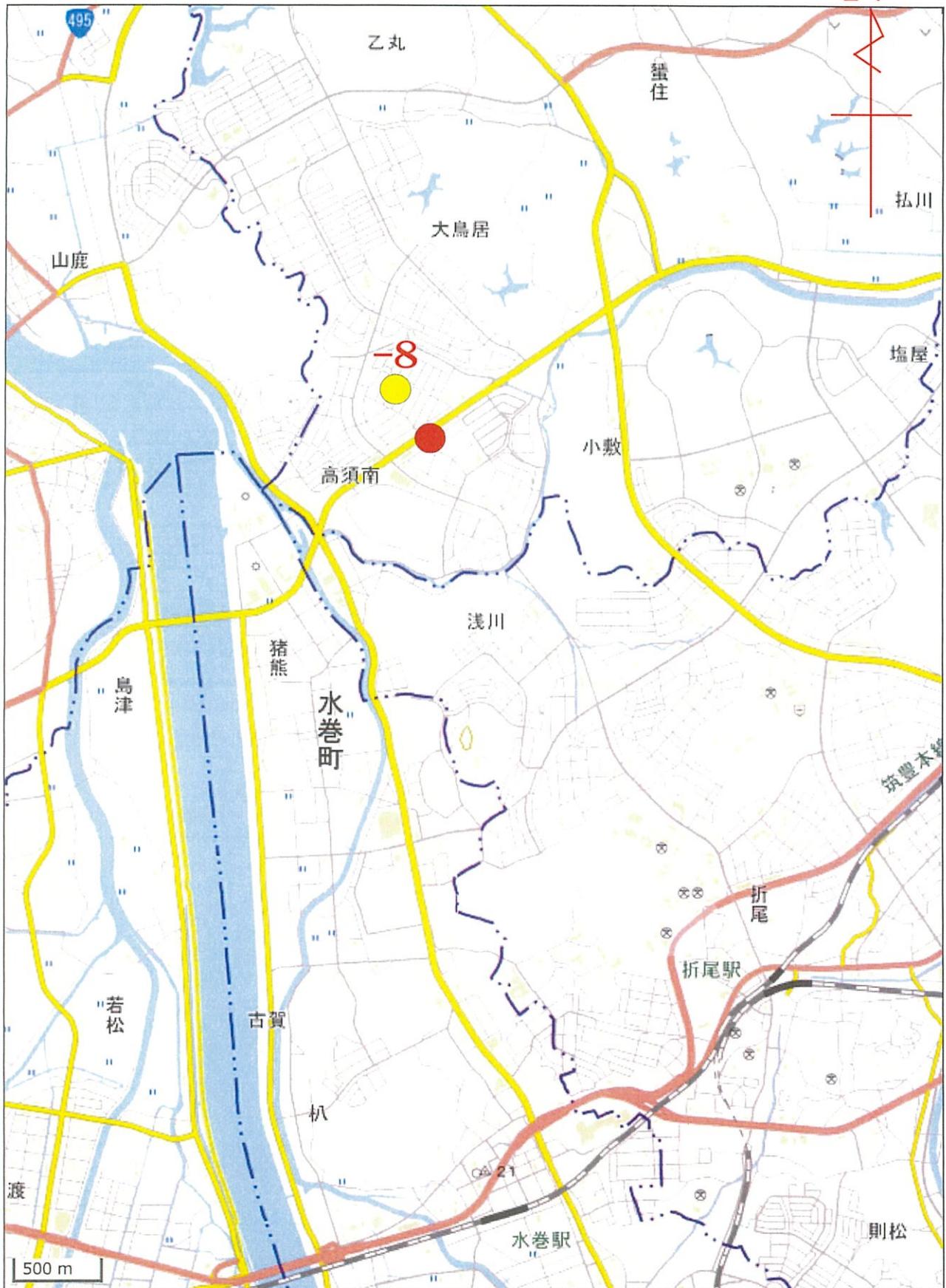
1 位置図	2 葉
2 公図（写）	1 葉
3 地積測量図	1 葉
4 建物図面・各階平面図（写）	1 葉
5 土地建物位置関係図	1 葉
6 間取図	1 葉
7 現況写真	2 葉

（BIT用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以 上

位置図

地理院地図
GSI Maps



「国土地理院 電子地形図(タイル)」より引用

	評価対象物件
	基準地

位置図

地理院地図
GSI Maps



「国土地理院 電子地形図(タイル)」より引用